

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ケニア	カゾサベット上水道拡張計画 (詳細設計) のための贈与に関する 日本国政府とケニア共和国 政府との間の交換公文	カゾサベット上水道拡張計画 (詳細設計) を実施する ために必要な役務の購入	90,000千円 H23.5.31まで	ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ウフル・ケニヤ 副首相兼財務大臣	H21.2.13 65号
ケニア	HIV・AIDS対策計画のた めの贈与に関する日本国政府と ケニア共和国政府との間の交換 公文	HIV・AIDS対策計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	335,000千円 H23.12.31まで	H21.1.28 ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ウフル・ケニヤ 副首相兼財務大臣	H21.2.13 66号
ケニア	気候変動への適応のためのニヤ ンブド川流域コミュニティ 策計画のための贈与に関する日 本国政府とケニア共和国政府と の間の交換公文	気候変動への適応のためのニヤンブド川流域コミュニ ティ洪水対策計画を実施するために必要な生産物及び役 務の購入	483,000千円 H22.5.31まで	H21.5.19 ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ウフル・ケニヤ 副首相兼財務大臣	H21.6.4 316号
ケニア	カゾサベット上水道拡張計画のた めの贈与に関する日本国政府 とケニア共和国政府との間の交 換公文	カゾサベット上水道拡張計画を実施するために必要な 生産物及び役務の購入	1,956,000千円 H26.12.31まで	H21.7.6 ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ウフル・ケニヤ 副首相兼財務大臣	H21.7.17 375号
ケニア	HIV・AIDS対策計画のた めの贈与に関する日本国政府と ケニア共和国政府との間の交換 公文	HIV・AIDS対策計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	308,000千円 H25.12.31まで	H21.7.6 ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ウフル・ケニヤ 副首相兼財務大臣	H21.7.21 380号
ケニア	食糧援助に関する日本国政府と ケニア共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	670,000千円 H22.8.31まで	H21.8.24 ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ウフル・ケニヤ 副首相兼財務大臣	H21.9.4 471号
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とケニア共 和国政府との間の交換公文	ケニアの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政 府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するた めの資金を贈与すること。	1,000,000千円 _____	H21.9.23 ナイロビ (同日)	日本側 岩谷滋雄在ケニア 大使 ウフル・ケニヤ 副首相兼財務大臣	H21.10.9 494号
ケニア	ケニア国立博物館古人類学遺物 保存及び視聴覚機材整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とケニア共和国政府との間の交 換公文	ケニア国立博物館古人類学遺物保存及び視聴覚機材整 備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	61,600千円 H24.6.30まで	H21.11.23 ナイロビ (同日)	日本側 岡田誠司在ケニア 臨時代理大使 ウフル・ケニヤ 副首相兼財務大臣	H21.12.8 550号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、_____と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。